

いじめ防止基本方針

令和 7 年度



柏市立大津ヶ丘中学校

目 次

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方 p 1 – p 2

- 1 いじめの定義
- 2 いじめ防止等の対策に関する基本理念
 - (1) 基本方針
 - (2) いじめの問題への指導
 - (3) いじめの問題への対応

第2章 いじめ防止等の対策のための組織 p 2 – p 3

- 1 いじめ対策委員会組織
 - (1) 名称
 - (2) 構成
 - (3) 主な役割
 - (4) いじめの基本的な対応
- 2 いじめ相談窓口

第3章 いじめ防止等のための対策の内容 p 3 – p 6

- 1 いじめ未然防止
- 2 いじめの早期発見
- 3 いじめの問題対応
- 4 教育相談
- 5 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

第4章 重大事態への対応について p 6 – p 7

- 1 重大事態の定義
- 2 重大事態への対処
- 3 説明責任の実行
- 4 再発防止への取り組み

第5章 点検、評価等について p 7

第6章 年間計画 p 7 – p 8

＜はじめに＞

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）に基づき、柏市立大津ヶ丘中学校（以下「本校」という）におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

この基本方針における「いじめ」について、法第2条を踏まえ、以下のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことを書き込みされる。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より」

これら「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。（←第4章）

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の生徒の実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的に「いじめのない学校」を構築するため、教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。（法第3条）

（1）基本方針

- ① 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、「いじめのない学校」をいじめ防止のスローガンに掲げ、生徒・教職員・保護者が一丸となって、全力でいじめ防止に努めるものとする。
- ② 学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに生徒一人一人の自己有用感・自己存在感の涵養に努めるものとする。
- ③ 生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るものとする。

- ④ いじめ防止対策については「予防」・「対応」・「相談」・「連携」・「組織」「啓発」の6観点から基本的な対策を講じるとともに、特にインターネットを通じて行われるいじめ及び重大事案に対する対策については別に項目を設けるものとする。

(2) いじめの問題への指導

- ① いじめは絶対に許されないと毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。(被害者保護の原則)
- ② 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置する事がないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるように指導する。
- ③ 当事者への指導と合わせて、周囲の生徒や集団全体に対しても、一人一人の個性や人権を尊重する態度や雰囲気、生徒自らいじめを無くそうとする態度や雰囲気を持たせるように指導を行う。

(3) いじめの問題への対応

- ① いじめの防止については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。
- ② いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって組織的に対応する。
- ③ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係諸機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。
- ④ いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかがポイントになることを意識する。

第2章 いじめ防止等の対策のための組織

1 『いじめ対策委員会』組織

- (1) 名称 「いじめ対策委員会」
- (2) 構成 校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、各学年主任、教育相談コーディネーター(担当)、担任、養護教諭
※必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、外部の専門家等を加える。

(3) 主な役割

- ①いじめ防止基本方針の策定
- ②いじめの未然防止、「いじめ実態調査」アンケートの実施・分析
- ③いじめの対応及び再発防止(情報の収集・記録・共有)
- ④いじめ相談窓口の設置、運営
- ⑤教職員の資質向上のための校内研修立案・実施
- ⑥年間計画の企画と実施
- ⑦年間計画進捗状況チェック
- ⑧各取り組みの評価(チェック)及びいじめ基本方針の見直し

(4) いじめの基本的な対応(連絡相談体制の拡充)

- ①いじめに関する事象が発見された場合は、すみやかに管理職に報告する。すべてのいじめに関する事象について、情報を得た教職員は管理職に報告する義務がある。(程度の差に關係なく報告)
- ②校長は生徒指導部会・学年・担任等で解決を図ることが出来る事象かどうかの判断を行い、解決を図ることができないと判断した場合には、即時に当委員会を招集する。
- ③当委員会では、生徒からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等を行い、事実を時系列に整理・記録し、対応方針の確認を行う。

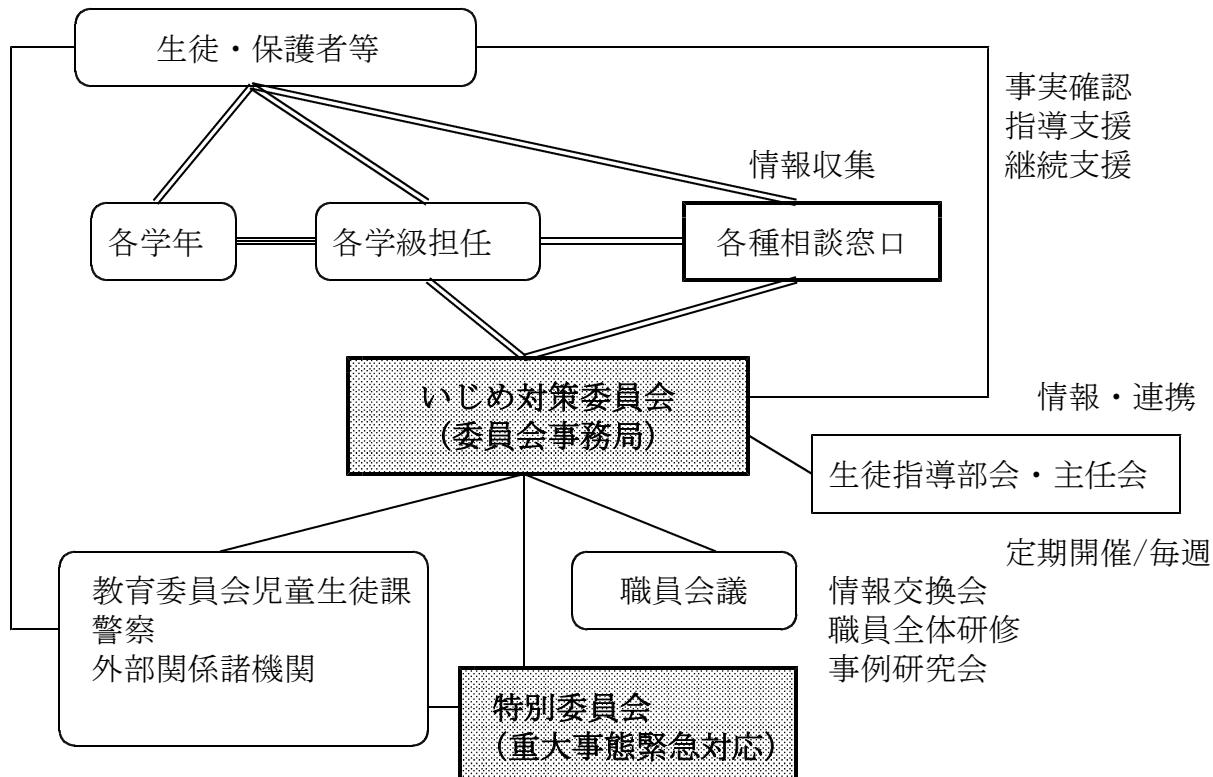
- ④いじめの事象レベルに応じて対応方針及び対応措置を当委員会で決定する。
- ⑤警察と連携が必要な事案に関しては、いじめ事象のレベルに関わらず警察への相談や通報を行う。なお、通報時には被害者及び被害者の保護者の意向（被害届の提出等）を良く聞き、適切に対応する。
- ⑥対応後の校内での見守りの継続、再発防止についての取り組み（継続的な観察・指導・保護者との連携・行政等関係機関との連携）を行う。

2 いじめ相談窓口

いじめは、早期発見、早期対応が求められる。学級担任をはじめ相談しやすい教職員への連絡・相談は勿論、具体的な「いじめ相談窓口」を決め、いじめの早期発見に努める。

「いじめ相談窓口」：教頭、教育相談コーディネーター（担当）、養護教諭、スクールカウンセラー、生徒指導主任

「特別委員会」：校長、教頭、生徒指導主任、当該学年主任、当該生徒担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー



※ この委員会の構成・役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

※ 生徒指導部会及び主任会を時間割の中に組み込み、情報交換を主に行う。

いじめの案件については、その程度に応じて対策委員会へ報告する。

第3章 いじめ未然防止等のための対策の内容

1 いじめ未然防止

本校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開すると共に、子供たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。学校基本方針の策定に際し、その内容を保護者や地域住民、児童生徒にも検討してもらい、策定後の取り組みが円滑に進められるようにする。

- (1) 生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーを積極的に活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。

- (5) 常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。
- (8) 自己指導能力の獲得※を目指したわかる授業の推進に取り組む。

※自己指導能力とは①「自己存在感を感受できる」②「共感的な人間関係がある」③「自己決定の場がある」④「安全・安心な風土の醸成がある」ことを言う。これは、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感させることである。

- (9) 障害（発達障害を含む）について、熱心な無理解者※とならないよう適切に理解した上で、児童生徒に対する指導に当たる。

※熱心な無理解者とは、障害（発達障害を含む）のある子どもについて、【無理解・誤解・理解不足】などの状態にも関わらず、熱心と言われるくらいの積極的な指導・支援を繰り返し、かえって当事者の状態を悪化させてしまう人のことを指す。

2 いじめの早期発見

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。教育委員会は市立小中高等学校 6 4 校に対し、年間 3 回、各学期末に「柏市いじめの状況調査」を実施し、各学校にはアンケート及び教育相談の実施を義務付ける。アンケート調査結果は担任だけでなく、複数の目でチェックするようしている。なお、アンケート等の保存期間は、児童生徒の保護者から、長期間の経過後にいじめ重大事態の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、国のガイドラインや柏市立小中学校の管理規則に則り、指導要録と同様に実施年度の末から 5 年間としている。いじめの相談、通報のための窓口、電話番号等を児童生徒及び保護者にリーフレット等で伝える。さらに、柏市立の小学校（6 年間）・中学校・高等学校に在籍している児童生徒のいじめの早期発見、早期対応、抑止力を目的とした ST AND BY アプリ※を導入している。また、希望する学校・学年には、児童生徒が毎日こころとからだの状態を記録したり、アンケートに回答することで、「気づき」や「変化」を見る化し、自己管理能力を養成できるシャボテンログアプリもある。

※ST AND BY アプリとは児童生徒の持っているスマートフォンや一人一台端末等からワンタッチで児童生徒課や専門機関に直接いじめ等の報告・相談できるアプリです。

- (1) 生徒の声に耳を傾ける。（いじめ実態調査・教育相談・生活ノート等）
- (2) 生徒の行動を注視する。（生徒指導部会、学年会、主任会における情報交換等）
- (3) 生徒がストレスや不安を感じた際に助けを求められるよう、「SOS の出し方教育」や具体的な相談先・手段についての指導を行う。
- (4) 教職員間の報告・連絡・相談の徹底
- (5) 保護者と情報を共有する。（手紙・通信物・電話連絡・家庭訪問・保護者会等）
- (6) 行政等の関係機関と日常的に連携する。（情報共有等）
- (7) 地域との連携を深める。（ふるさと協議会、民生児童委員等）

3 いじめの問題対応

いじめが予見または認知された場合には、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図る。重大ないじめ事案や児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には、法第 23 条第 6 項に基づき、直ちに警察署生活安全課及び千葉県柏児童相談所に相談・通報を行い、支援を要請する。いじめに関わった児童生徒の心身と関係性の修復及び再発防止に努める。学校又は保護者の要望に応じて、SV 及び SC を派遣し、必要に応じて、いじめに関わった児童生徒及び保護者に対してのカウンセリングを行う。いじめが原因で不登校が発生した場合には、教育支援センター等への通級・通室によって、いじめに関わった児童生徒の学びの場の確保を行う。教育支援センター等に、それぞれアドバイザーを配置し、学校及び関係機関と連携しながら、いじめに関わった児童生徒を応援する。関係機関と連携しながら、いじめに関わった児童生徒への指導を継続する。

＜留意点＞

- ・常に被害者の立場に立った対応を心がける。
- ・学年の枠を超えた組織的な対応により、早期解決に心がける。
- ・対応の各段階に於いては以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応する。

段 階	留 意 点		
事実把握	・正確で偏りのない事実調査 ・管理職へのすみやかな報告	・全体像の把握 ・事案の判定	
方針決定	・ねらいの明確化 ・全職員の共通理解	・指導役割の分担	
指導支援	・被害者の心情理解 ・被害者と加害者の融和	・原因の把握 ・加害者の反省	
継続支援	・正確な経過観察 ・当事者、保護者への継続支援	・再発防止	

4 教育相談

- (1) 生徒及び保護者との信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- (2) 教育相談活動の充実を図る。
 - ①教育相談の定期的な実施
 - ②チャンス相談の実施
- (3) スクールカウンセラーを効果的に活用することにより、幅広い情報収集に努める。
- (4) 学校に相談できずに問題が深刻化することを防ぐために、生徒及び保護者に外部相談機関を周知する。
- (5) 法は、いじめの要件をいじめられている児童生徒の主観を重視した定義に立っている。保護者には、保護者会等で、具体的事例に即して法第2条の「いじめの定義」の共通理解を促し、どんな小さいじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有する。

＜おもな相談機関連絡一覧＞

柏市教育委員会 児童生徒課	0 4 - 7 1 9 1 - 7 2 1 0
柏市少年補導センター	0 4 - 7 1 6 4 - 7 5 7 1
千葉県警東葛飾地区少年センター	0 4 - 7 1 6 2 - 7 8 6 7
24時間子供SOSダイヤル	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
千葉県警察少年センター(ヤングテレホン)	0 1 2 0 - 7 8 3 - 4 9 7
千葉いのちの電話	0 4 3 - 2 2 7 - 3 9 0 0
子ども人権110番	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
少年補導センター・まびこ電話相談	0 1 2 0 - 6 6 - 3 7 4 1
こどもと親のサポートセンター	0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6
柏市こども福祉課こども支援室家庭児童相談	
SNS相談@ちば	
STANDBY (スマートフォンアプリ)	

5 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分

な対策を講じるものとする。ネットトラブルに対して、誠意を持った対応をすることは当然である。ただし、当事者（書き込みされた被害者、書き込んだ加害者、場を提供しているサービス業者）ではないので、削除や発信者情報開示の代行は厳禁である。※訴訟となつた場合、「被告」になる恐れがある。弁護士法第72条「非弁行為」禁止

（1）学校で行われる対策

- ①情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。（技術・家庭科、学級活動、道徳、学年集会、外部講師による「いじめを許容しない集団の雰囲気を醸成するための授業」等）
- ②携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込み及び校内での使用を禁止する。
- ③GIGAスクール構想に伴って貸与される1人1台端末やGoogle Classroom等の利用におけるルールを確認した上で、その他の適切な管理・運用が行われるようにする。（生徒だけでのオンラインミーティングやチャットの利用は制限する、家庭への端末持ち帰り時には保護者からの許可願いを提出させる等）

（2）家庭に対して行われる対策

- ①生徒の携帯電話、スマートフォン、PC等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。
- ②掲示板等への投稿は、学校外で行われることから、保護者会等を通じて啓発を行う。

（3）発生時の対応について

- ①教育委員会・警察・サーバー管理会社等、関係機関との連携を密にし、すみやかに現況の回復がなされるように努める。
- ②被害生徒・保護者への支援及び加害生徒・保護者への指導を十分に行うとともに事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

第4章 重大事態への対応について

1 重大事態の定義

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 平成29年3月（抜粋）】

- （1）児童生徒が自殺を企画した場合
 - ・自殺を企画したが軽傷で済んだ。
- （2）心身に重大な被害を負った場合
 - ・暴行を受け、骨折した。
 - ・投げ飛ばされて脳震盪となった。
- （3）金品等に重大な被害を被った場合
 - ・複数の生徒から金品を強要され、総額1万円を渡した。
- （4）精神性の疾患を発症した場合
 - ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- （5）いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - ・欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

2 重大事態への対処

いじめ事象レベルの判断に迷い、生徒に対する措置などの対応判断を迷う場合には、柏市教育委員会に相談する。

＜対処＞ ※「特別委員会」

- （1）重大事態が発生した旨を、柏市教育委員会にすみやかに報告する。
- （2）教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（特別委員会）を設置する。
- （3）上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに関係諸機関との連携を適切にとる。（情報収集、事実の整理・記録）
- （4）上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

3 説明責任の実行

- (1) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- (2) 全校保護者への対応（臨時緊急保護者会の開催等）
- (3) マスコミへの対応（危機管理マニュアルにしたがって、管理職が行う）

4 再発防止への取り組み

- (1) 教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- (2) 問題の背景・課題の整理・教訓化・情報収集、整理、記録保存
- (3) 取り組みの見直し、改善策の検討及び策定、計画変更
- (4) 改善策の実施

第5章 点検、評価等について

- 1 いじめ対策委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- 2 いじめ対策委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。

第6章 年間計画（★：いじめ防止関連）

	教育委員会施策	学校行事等	道徳等	特別活動
4月	<ul style="list-style-type: none">○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査○第1回生徒指導主任連絡協議会★○第1回柏市学校警察連絡協議会○いじめ防止啓発強化月間★○いのちを大切にするキャンペーン★	<ul style="list-style-type: none">・始業式、入学式・新入生歓迎会・避難訓練・各種検診・希望面談★・年度初め保護者会	<ul style="list-style-type: none">・生活習慣・思いやり★・自主自律・「SOSの出し方」教育★	<ul style="list-style-type: none">・学級開き★・学級目標、委員会決め、班編成・旅行行事の取り組み・相談窓口の周知★
5月	<ul style="list-style-type: none">○小・中生徒指導推進研究協議会	<ul style="list-style-type: none">・学校公開・教育相談★・生徒総会★・部活動保護者会	<ul style="list-style-type: none">・友情信頼★・向上心・伝統文化・「STOP IT」教育★	<ul style="list-style-type: none">・旅行行事の取り組み・定期テストに向けての取り組み・教育相談アンケート★
6月	<ul style="list-style-type: none">○第2回柏市学校警察連絡協議会○第1回小・中・高等学校情報交換会○第2回生徒指導主任連絡協議会★	<ul style="list-style-type: none">・林間学校（2年）・修学旅行（3年）・1・2年実力テスト・いじめアンケート★	<ul style="list-style-type: none">・公正公平・伝統文化・生きる喜び	<ul style="list-style-type: none">・旅行行事の取り組み・生徒総会★・相談窓口の周知★
7月	<ul style="list-style-type: none">○啓発漫画の募集○1学期いじめの状況調査★○いじめ防止対策研修会及び児童生徒の自殺予防対策研修会★	<ul style="list-style-type: none">・いじめ対策委員会★・全校集会・3年実力テスト	<ul style="list-style-type: none">・国際理解/国際貢献・自然愛護・生活習慣	<ul style="list-style-type: none">・7月までの反省と9月からの目標・夏休みの計画

8月	○第3回柏市学校警察連絡協議会及び夏季休業特別補導 ○生徒指導視察研修	・職員研修 ・小中連携研修会★		
9月		・全校集会 ・3年実力テスト ・輝沼祭 ・生徒会役員選挙	・郷土愛 ・愛国心	・体育祭への取り組み ・定期テストに向けての取り組み ・相談窓口の周知★
10月		・3年実力テスト ・前後期切替式 ・東葛駅伝大会 ・体育祭 ・教育相談★ ・三者面談（3年）★ ・保護者面談（1・2年）★	・勤労 ・友情信頼★	・委員会決め、班編成 ・輝沼祭への取り組み ・定期テストに向けての取り組み ・教育相談アンケート★
11月	○第4回柏市学校警察連絡協議会 ○第3回生徒指導主任連絡協議会★	・1・2年実力テスト ・いじめアンケート★ ・2年職場体験学習 ・1年校外学習	・遵法精神 ・公徳心	・相談窓口の周知★
12月	○生活実態調査 ○2学期いじめの状況調査★	・3年実力テスト ・いじめ対策委員会★ ・全校集会	・生きる喜び ・社会参画/ 公共の精神	・12月までの反省と 1月からの目標 ・冬休みの計画
1月	○第2回小・中・高等学校情報交換会	・全校集会 ・授業参観 ・教育相談★ ・新入生保護者説明会 ・3年実力テスト	・勤労 ・思いやり★	・新年を迎えての抱負 ・相談窓口の周知★ ・教育相談アンケート★
2月	○第5回柏市学校警察連絡協議会 ○第4回生徒指導主任連絡協議会★	・公立高校学力検査 ・1・2年実力テスト ・いじめアンケート★ ・希望面談★	・生命の尊さ ・国際理解/ 国際貢献	・定期テストに向けての取り組み ・3年生を送る会準備 ・相談窓口の周知★
3月	○3学期いじめの状況調査★	・いじめ対策委員会★ ・3年生を送る会 ・年度末保護者会★ ・卒業式、修了式 ・新入生情報交換会★	・感動、畏敬の念 ・家族愛	・卒業、進級への準備 ・1年間の反省と 次年度の目標

附則　この方針は平成26年 2月28日に 公布
この方針は平成26年 4月 1日から施行
この方針は令和 4年 3月 7日に一部改訂
この方針は令和 5年 9月 1日に一部改訂
この方針は令和 7年 4月 1日に一部改訂